第５章　消防用設備等の技術上の基準の付加基準

（通則）

第62条　法第17条第2項の規定により政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定として設ける消防用設備等の技術上の基準については、本章の定めるところによる。

2　防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分に対するこの章の規定の適用においては、それぞれ別の防火対象物とみなす。

3　令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この章(第65条第1項第1号、第66条第1項第4号、第68条第1項及び第69条第1項を除く。)の規定の適用においては、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

【解説及び運用】

本条は、「条例第５章 消防用設備等の技術上の基準の付加基準」に関する通則を規定したものである。

消防用設備等の技術上の基準については、本来、政令・規則の定めるところによるものとされているが、この技術上の基準は全国的に画一化されて適用される最低基準を示したものである。もし、この技術上の基準をそのまま適用した場合、当市の実態にそぐわないという問題が生ずる場合がある。そこで本章は、法第17条第2項の規定により、これら最低基準に対して付加基準を規定したものである。

1　第2項及び第3項は、政令第8条及び第9条の規定について、本章についても適用されることを規定したものである。

2　第3項の規定の適用が除外されるものは、屋内消火栓設備（条例第65条第1項第1号）、スプリンクラー設備（条例第66条第1項第4号）、自動火災報知設備（条例第68条第1項）及び避難器具（条例第69条第1項）である。

（消火器に関する基準）

第 63 条　令別表第 1 に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第 2 においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該場所の各部分からの一の消火器に至る歩行距離が 20 メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

(1)　火花を生ずる設備のある場所

(2)　変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

(3)　鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4)　核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所

(5)　サウナ設備のある場所

2　前項の規定により設ける消火器は、令第 10 条第 2 項並びに消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 9 条及び第 11 条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第10条の適用を受けない防火対象物に存する特定の設備器具のある場所について、消火器に関する設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第１項の規定は、政令別表第１に掲げる防火対象物で出火危険等がある特定の設備器具の存する場所に消火器を設けなければならないとしたものである。

2　第１項各号に規定する場所とは、次のとおりである。

（1）　「火花を生ずる設備のある場所」とは、グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

（2）　「その他これらに類する電気設備のある場所」は、「第３章 第１節 第１ 消火器具Ⅱ．２．（2）」によること。

（3）　「その他多量の火気を使用する場所」は、「第３章 第１節 第１ 消火器具Ⅱ．２．（3）」によること。

（大型消火器に関する基準）

第 64 条　令別表第 1 に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第 2 においてその消火に適応するものとされる大型消火器を当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けなければならない。

(1)　不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所

(2)　全出力 500 キロワット以上の高圧変電設備のある場所

(3)　全出力 500 キロワット以上 1,000 キロワット未満の発電設備のある場所

2　前項の規定により設ける大型消火器は、令第 10 条第 2 項並びに規則第 7 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 9 条及び第 11 条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物において、一定の変電設備又は発電設備が存する場所に対する大型消火器の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する「全出力」の算定方法にあっては、「条例第 18 条【解説及び運用】２．（２）」を準用すること。

なお、複数の変電設備又は発電設備を設置する場合、同項の「全出力」の算定は、各々の変電設備又は発電設備で算定後に合算した数値とする。

ただし、「第２章 第１節 第４ 床面積、階及び高さの取扱い１．（２）．カ」により区画された場所にあっては、この限りでない。

2　第 2 項に規定する「規則第 8 条第 3 項の規定」の例とは、本条の規定を適用する場所に、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備を設置した場合は，これらの消火設備の有効範囲内の部分については大型消火器を設置しないことができることをいう。

3　大型消火器の設置位置については、大型消火器の能力単位の数値に関係なく、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が 30m 以下となるように配置しなければならない。

4　本条の規定により大型消火器を設置した場合であっても、省令第 6 条第 4 項又は条例第 63 条の規定により設置する消火器の代替とはならないものであること。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第65条　次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

(2)　令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の階の部分の床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。なお、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては、当該数値の2倍の数値とする。)

2　前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項(令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあっては、令第11条第3項第2号を除く。)及び第4項並びに規則第12条(令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあっては、規則第12条第2項及び第3項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第11条第1項の適用を受けない防火対象物に対して、屋内消火栓設備に関する設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第1項第1号の規定は、複合用途防火対象物に係る基準である。当該防火対象物の構造及び内装により区分し、屋内消火栓設備を設置すべき防火対象物を以下のとおり定めている。

（1）　主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段等）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井がない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が3,000㎡以上のもの

（2）　主要構造部を耐火構造とし，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料以外の材料で施工したもの又は建基法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が2,000㎡以上のもの

（3）　前（1）、（2）以外のもので、延べ面積が1,000㎡以上のもの

2　第1項第2号の規定は，政令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上の

ものに対する屋内消火栓設備の設置基準を規定したものである。ただし、５階以上の階の床面積の規模、構造又は区画等が次に掲げる（1）から（5）のいずれかに適合する場合は除かれる。

（1）　主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、５階以上の階の部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のもの。

（2）　主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもので、５階以上の階の床面積の合計が 200 ㎡以下のもの。

（3）　主要構造部が耐火構造で、５階以上の階の部分の床面積の合計 100 ㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの。

（4）　主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもので、５階以上の階の部分の床面積の合計 200 ㎡以内ごとに前（3）と同様の区画されているもの。

（5）　１の防火対象物に 100 ㎡区画と 200 ㎡区画が存在しても、前（3）、（4）に適合しているものにあっては適用することができる。

３　前１及び２における内装制限、防火材料にあっては、「第２章 第１節 第１０ 内装制限・防火材料」を準用すること。

（スプリンクラー設備に関する基準）

第66条　次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分(これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。)の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあっては300平方メートル以上、その他の階にあっては500平方メートル以上のもの

(2)　令別表第1(2)項及び(3)項ロに掲げる防火対象物の2以上の階のうち、4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあっては1,000平方メートル以上、同表(3)項ロに掲げるものにあっては1,500平方メートル以上のもの

(3)　令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、その床面積が2,000平方メートル以上のもの

(4)　令別表第 1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5)　令別表第1に掲げる建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

2　前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次によらなければならない。

(1)　スプリンクラーヘッドは、前項各号に掲げる防火対象物の階(令別表第 1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、規則第13条の3第1項に規定する小区画型ヘッドが規則第13条の2第4項第1号(イただし書及びトを除く。)及び第13条の3第2項の規定の例により設けられているもの及び同条第1項に規定する側壁型ヘッドが規則第13条の2第4項第1号(イ及びハを除く。)及び第13条の3第3項の規定の例により設けられているものを除く。以下この号及び次号において同じ。)の天井(天井のない場合にあっては、屋根の下面。以下この項において同じ。)又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の右欄に掲げる距離となるように設けること。

防火対象物又はその部分		距離
前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分		1.7メートル以下
前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第5号までに掲げる防火対象物の階	耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)以外の建築物	2.1メートル(高感度型ヘッド(令第12条第2項第2号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下同じ。)にあっては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、0.9とする。))以下
	耐火建築物	2.3メートル(高感度型ヘッドにあっては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、1とする。))以下

(2)　前項第 1 号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分に設けるスプリンクラーヘッドにあっては開放型スプリンクラーヘッドとし、同号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階に設けるスプリンクラーヘッドにあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する標準型ヘッドとすること。

(3)　前項各号に掲げる防火対象物の階(スタジオ部分を除く。)のうち次に掲げる部分には、前 2 号の規定にかかわらず、規則第 13 条の 4 第 2 項に規定する放水型ヘッド等を同条第 3 項の規定の例により設けること。

ア　危険物政令別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のものを貯蔵し、若しくは取り扱う部分又は令別表第 1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(通路、階段その他これらに類する部分を除く。)のうち、床面から天井までの高さが 6 メートルを超えるもの

イ　ア以外の部分で、床面から天井までの高さが 10 メートルを超えるもの

(4)　前項各号に掲げる防火対象物の階のうち、棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫の用に供する部分で天井までの高さが 10 メートルを超えるもの(以下「ラック式倉庫部分」という。)には、前 3 号の規定にかかわらず、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第 13 条の 5 第 3 項に規定する標準型ヘッドを同条第 2 項及び第 5 項の規定の例により設けること。

3　前項に規定するもののほか、第 1 項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第 12 条第 2 項(第 1 号、第 2 号及び第 3 号の 2 を除く。)及び第 3 項並びに規則第 13 条(第 1 項及び第 3 項第 12 号を除く。)、第 13 条の 2 第 4 項、第 13 条の 6、第 14 条及び第 15 条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

4　令第 12 条第 1 項の規定によりスプリンクラー設備を設ける場合において、同項各号(第 5 号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分にラック式倉庫部分が存するときは、当該ラック式倉庫部分に係るスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第 2 項第 4 号及び前項の規定の例によらなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第 12 条の適用を受けない防火対象物に対して、スプリンクラー設備に関する設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第 1 項第 1 号の「映画又はテレビの撮影の用に供する部分の床面積」は、当該用途に供される部分のほか、これに接続して設けられる大道具室又は小道具室を含めた床面積の合計をいうものであり、この床面積が規定する面積以上となった場合には事務所等の他の用途部分を含めて当該階全体にスプリンクラー設備を設置しなければならないことになる。

2　第 1 項第 2 号の規定は、政令別表第 1 (2)項、(3)項ロの防火対象物のうち、**第５－１図**に示すように吹抜け部分を共有する 2 以上の階のうち、いずれかの階が 4 階以上の階にある場合であっ

て、かつ、それら吹抜け部分を有する階の床面積の合計が、(2)項にあっては1,000 ㎡以上、(3)項ロにあっては1,500 ㎡以上のものにスプリンクラー設備の設置を義務付けたものである。

ただし、建基政令第112条第9項に基づく防火区画により各階において吹抜け部分を区画する場合、吹抜けを共有するものとはならない。

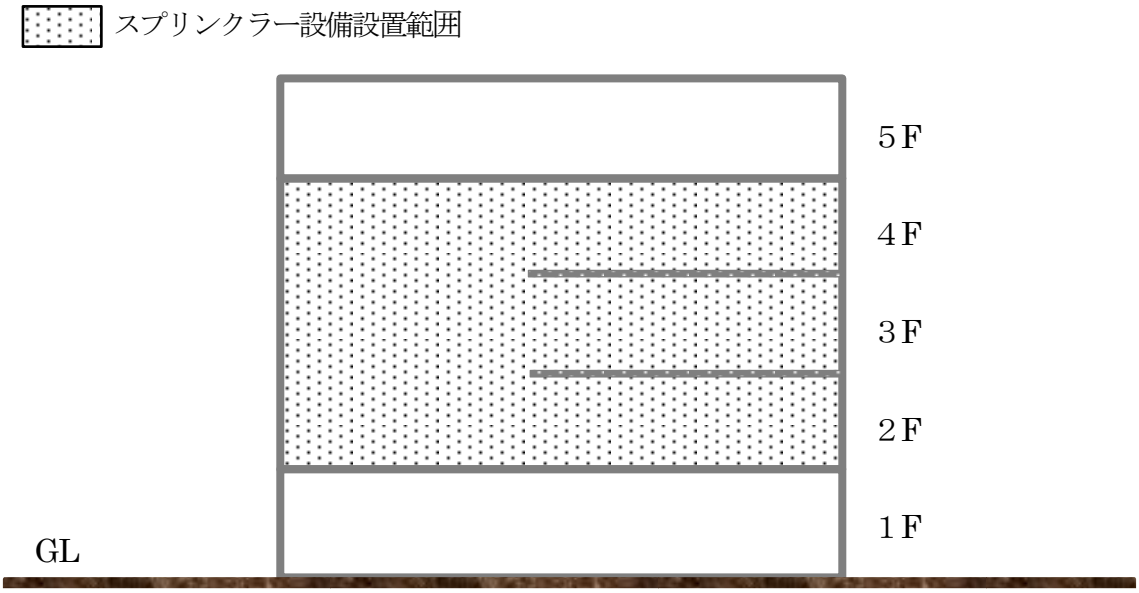

第5－1図

3　第1項第5号の規定によりスプリンクラー設備を設置する建築物にあっては、当該建築物の階数に算定されない搭屋等の部分にもスプリンクラー設備を設置すること。ただし、当該建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31mを超える部分が、当該建築物の階数に算定されない搭屋等の部分のみの場合、当該部分にあっては、スプリンクラー設備の設置は必要でないこと。なお、第1項第5号における階及び高さの取扱いにあっては、「第2章 第1節 第4 床面積、階及び高さの取扱い」によること。

4　第2項は、第1項各号の防火対象物又はその部分に設置するスプリンクラー設備の技術上の基準を規定したものである。

（1）　第1項第1号の防火対象物の階のうちスタジオ部分に設けるスプリンクラーヘッドにあっては、開放型スプリンクラーヘッドとし、かつ、当該ヘッドは、各部分から1.7m以下となるように設置しなければならない。

これは、早期により確実な消火効果を得る必要があることから、他の用途部分とは設置密度に差異をもたせたものである。

（2）　ラック式倉庫部分に設けるスプリンクラーヘッドについては、第2項第4号及び第3項の規定によるほか、「第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備Ⅱ．２．（4）．オ」を準用すること。

（水噴霧消火設備等に関する基準）

第 67 条　次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に定めるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの (1)　令別表第 1(13)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が 700 平方メートル以上(駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。)のもの (2)　吹抜け部分を共有する防火対象物の 2 以上の階で駐車の用に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの (3)　防火対象物の屋上部分で駐車の用に供する部分の床面積が 200 平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物に存する場所のうち、油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力 1,000 キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の用に供される部分で、その床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備

2　前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けたものでなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第 1 項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第 14 条から第 18 条まで及び規則第 16 条から第 21 条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第 13 条の適用を受けない防火対象物又はその部分に対して、その用途、規模に応じた水噴霧消火設備等の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第１項の規定は、水噴霧消火設備等の設置対象物の範囲と消火設備の種類を規定したものである。

（1）　第１項の表中第１欄左欄に掲げる規定は、自動車車庫又は駐車場等について、その範囲を

規定したものである。

ア　第１号の規定における防火対象物の延べ面積は、「駐車の用に供する部分」という限定はないので、政令別表第１（13）項イに掲げる防火対象物の延べ面積について規定している。

イ　第２号の規定は、吹抜けを共有するもので、車両を昇降機によって所定の階まで搬送し、以後所定の場所まで自走により駐車させるもの（第５－２図）や自走式の駐車場（第５－３図）が含まれる。

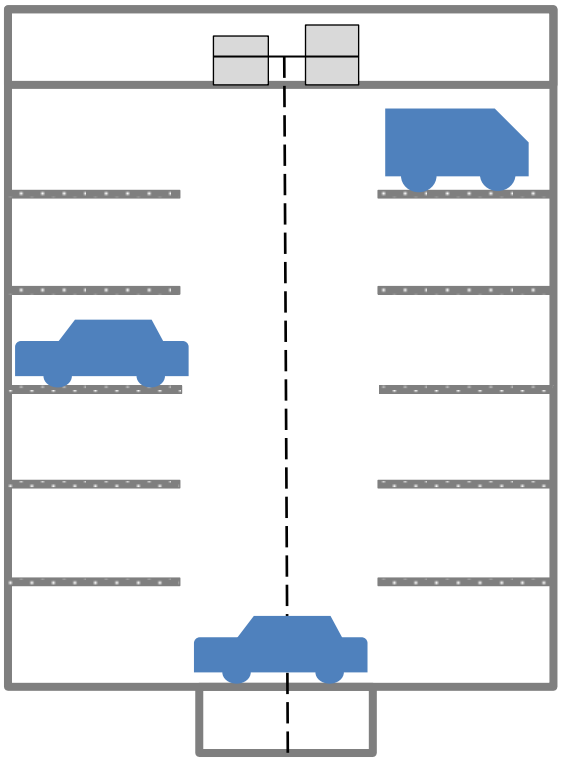

第５－２図

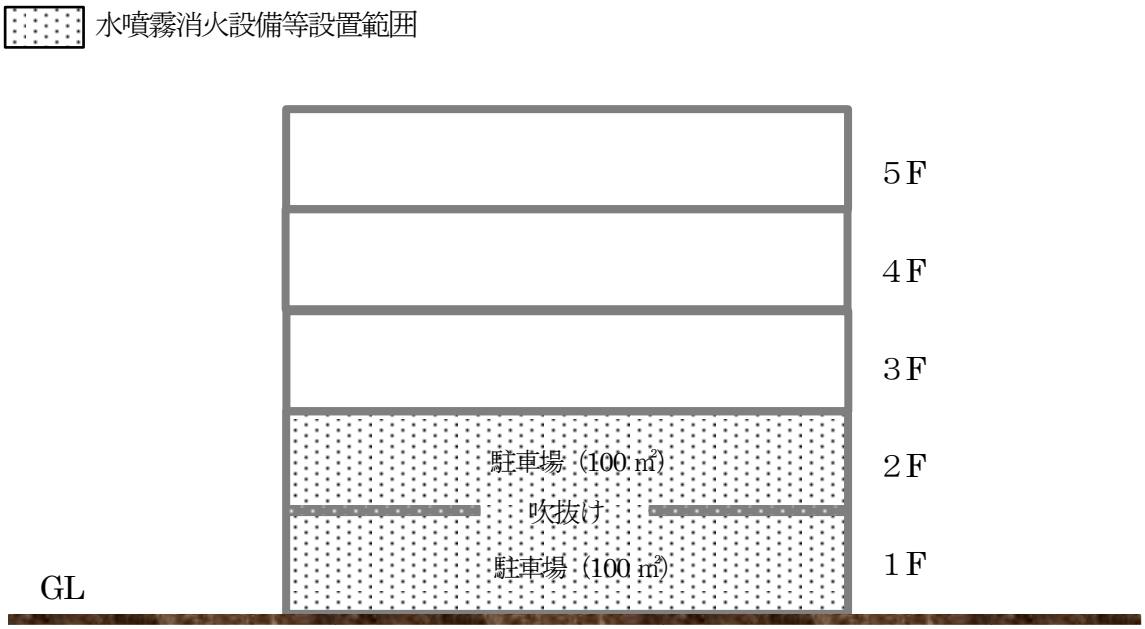

第５－３図

ウ　第２号の「駐車の用に供する部分」については、「第２章 第１節 第４ 床面積、階及び高さの取扱い」によること。

（２）　第１項の表中第２欄左欄に掲げる規定は、一定の変電設備又は発電設備が存する場所に対する水噴霧消火設備等の設置を規定したものである。

ア　「無人」とは、原則として同一敷地内に関係者が常駐していないもの等をいう。

イ　全出力の算定方法にあっては、「条例第 18 条【解説及び運用】２．（２）」を準用すること。

（３）　第１項の表中第３欄左欄に掲げる規定は、一定の規模の冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分に対する水噴霧消火設備等の設置を規定したものである。

ア　冷凍室又は冷蔵室の用途に供される部分は、特殊な構造による消火困難性から、現在はガス系消火設備によらなければ有効な消火手段がないため、規制の対象としている。

イ　「冷蔵庫」とは、常時 10℃以下に保たれるものをいう。

ウ　「冷凍室」とは、常時氷点下 18℃以下に保たれるものをいう。

（４）　一の防火対象物に冷凍室又は冷蔵室の用途に供される部分が２カ所以上に分散して存する場合の床面積は、当該部分の床面積を合算すること。

（自動火災報知設備に関する基準）

第68条　次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(16)項イ(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下単に「小規模特定用途複合防火対象物」という。)に限る。)及びロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積300平方メートル以上のもの

(2)　令別表第 1(16)項イ(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)及びロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2　前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条(第4項第1号ヘを除く。)、第24条(第5号ロ括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2ロ(イ)括弧書及び(ロ)括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。)及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第21条の適用を受けない防火対象物に対して、自動火災報知設備の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1　第1項各号の規定は、いずれも複合用途防火対象物についての設置基準である。(**第5－1表**参照)

（1）　第1号

主として木造の建築物で比較的出火危険が高い用途に供する部分の上階に居住施設や就寝施設が存する防火対象物について、規制を強化しているものである。

（2）　第2号

政令第21条第1項各号の規定では防火対象物全体に設置を要することとなりにくい防火対象物について、規制を強化しているものである。

第5－1表

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">用　途</th><th>構　造</th><th>延べ面積</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第1号</td><td colspan="2">(16)項イ※・(16)項ロ</td><td rowspan="3">主要構造部を耐火構造としたもの
及び
建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当するもの以外のもの</td><td rowspan="3">300 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>下階の用途</td><td>上階の用途</td></tr>
<tr><td>(12)項・(14)項</td><td>(5)項ロ</td></tr>
<tr><td>第2号</td><td colspan="2">(16)項イ※・(16)項ロ</td><td></td><td>1,000 ㎡以上</td></tr>
</table>

※小規模特定用途複合用途防火対象物に限る。

（避難器具に関する基準）

第 69 条　令別表第 1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の 6 階以上の階(令第 25 条第 1 項第 5 号の規定の適用を受けるもの及び 11 階以上の階を除く。)のうち、収容人員が 30 人以上の階には、避難器具を設けなければならない。 2　前項の規定に設ける避難器具は、令第 25 条並びに規則第 26 条及び第 27 条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第 25 条の適用を受けない防火対象物について、避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。なお、本条で避難器具を設置しなければならない防火対象物から政令別表第 1 (5)項及び(6)項が除かれているのは、政令第 25 条において規定しているためである。

1　第 1 項の規定は、6 階以上の階でその収容人員が３０人以上となる場合に避難器具を設置しなければならないことを規定したものである。なお、政令第 25 条第 1 項の規定の適用のない避難階（建基政令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。）については適用されないものであること。

2　収容人員の算定にあっては、「第２章 第１節 第７ 収容人員の算定」によること。

3　第 2 項の規定は、避難器具の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものであり、政令第 25 条並びに規則第 26 条及び第 27 条の規定により 6 階以上の階に適応する避難器具を設けること。

4　政令別表第 1 (13)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあっては、滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機及び避難橋のいずれかを設置すること。

（誘導灯に関する基準）

第 70 条　令別表第 1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のものには、避難口誘導灯を設けなければならない。 2　令別表第 1(7)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの(昼間(日出時より日没までの間をいう。)のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。 3　前 2 項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第 26 条第 2 項(第 3 号及び第 5 号を除く。)及び規則第 28 条の 3(第 5 項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。ただし、避難が容易であると認められるもので、規則第 28 条の 2 で定めるものについては、この限りでない。

【解説及び運用】

本条は、政令第 26 条の適用を受けない一定の規模以上の用途に供する防火対象物に対して、誘導灯の設置及び維持について技術上の基準を規定したものである。

1　第 1 項の規定は、政令別表第 1 (7)項及び(12)項に掲げる防火対象物に対して避難口誘導灯の設置が適用される防火対象物を定めたものであり、延べ面積が 300 ㎡以上のものに対して、避難口誘導灯の設置を規定したものである。

2　第 2 項の規定は、延べ面積 300 ㎡以上の政令別表第 1 (7)項に掲げる防火対象物に対して、通路誘導灯の設置を規定したものである。なお、条例第 72 条の規定の適用については、「第３章 第１節 第１８ 誘導灯Ⅱ．６．（1）．エ」によること。

(連結送水管に関する基準)

第71条　次に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

(1)　令別表第1(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階(1階及び2階を除く。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの

(2)　令別表第1に掲げる建築物の屋上で、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場(地階を除く階数が2以下で、かつ、床面積が200平方メートル未満のものは除く。)の用途に供するもの

2　連結送水管の放水口は、前項第1号に掲げる階にあってはその各部分から、同項第2号に掲げる屋上にあっては屋上の主たる用途に供する部分の各部から、それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

3　第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項第2号及び第3号並びに規則第30条の4及び第31条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4　第1項第1号及び令第29条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

【解説及び運用】

本条は、政令第29条の適用を受けない防火対象物について、連結送水管の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

連結送水管は、政令第29条の規定では消火活動上必要な施設として、主として高層の建築物を対象にその設置基準が定められている。しかし、消火活動の困難性という点では地階又は無窓階についても同様であり、また屋上についても一定の施設を設けているものにあっては連結送水管を必要とするものである。

1　第1項の規定は、適用範囲を定めたものであり、**第5－2表**に該当する防火対象物の部分には、連結送水管を設置しなければならない。

第5－2表

	用　途	階　別	床面積
第1号	(10)項 (13)項	地階又は無窓階 （1階及び2階を除く）	1,000㎡以上
第2号	回転翼航空機の発着場 又は自動車駐車場	屋上 （地階を除く階数が2以下で、かつ、床面積が200㎡未満のものは除く。）	

（1）　屋上の床面積とは、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の部分のみを指すものであり、エレベーターの機械室や搭屋等は含まないものであること。

なお、自動車駐車場の床面積の算定にあっては、「第2章 第1節 第4 床面積、階及び高さ　1.（2）．エ」によること。

２　第１項の階数の算定にあっては、建基政令第２条第１項第８号によるほか、**第５－４図**の例によること。

１層２段式の自走式自動車車庫

※１層２段式の自走式自動車車庫の階数は１として取り扱うものとする。

第５－４図

（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第71条の2　法第17条第1項の関係者は、第63条から前条までの規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等(以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。)に代えて、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(以下この条において単に「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。)を用いることができる。 2　前項の場合においては、同項の関係者は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について、令第29条の4第2項の規定により設置し、及び維持しなければならない。 3　通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が用いられる場合については、当該設備等への有効範囲内の部分に限り、第63条から前条までの規定は、適用しない。

【解説及び運用】

本条は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができるものであることを規定したものである。

1　第1項に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、「総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設」のことをいうものである。

2　第2項の規定は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いる場合、「通常用いられる消防用設備等」の防火安全性能と同等以上の防火安全性能を有するように「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置し、及び維持しなければならないことを規定したものである。これは設置時以降、引き続き同等以上の性能を有するように維持すべきものであることから、同項を規定しているものである。

なお、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」は、政令第29条第2項の規定よるほか、「第3章 第2節　必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」によること。

（基準の特例）

第 72 条　この章の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説及び運用】

本条は、「第５章　消防用設備等の技術上の基準の付加基準」の特例を規定したものである。

本条の特例を適用するか否かは、個々の防火対象物の具体的態様により消防長又は消防署長が判断するものであり、防火対象物の関係者又は消防用設備等の設計者等の判断によるものではない。

なお、特例の申請にあっては、「堺市消防同意・消防用設備等事務処理要綱第 14 条」の規定により処理すること。